

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月27日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第53号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づく個人番号の利用等に関する条例施行規則（平成29年静岡県規則第46号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
別表第1 (略)		別表第1 (略)	
事務	個人番号関係事務実施者	事務	個人番号関係事務実施者
(略)		(略)	
2 (略)	(略)	2 (略)	(略)
		3 静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る書面の提出に関する事務	私立の高等学校（全日制の課程を置くものに限る。）の設置者
		4 静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る書面の提出に関する事務	私立の専修学校及び各種学校（就学支援金法第2条第5号に規定する専修学校及び各種学校をいう。）並びに高等学校（通信制の課程を置くものに限る。）の設置者
3 静岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請に係る書面の提出に関する事務	県立の高等学校以外の高等学校の設置者	5 静岡県高等学校校定時制課程及び通信制課程修学資金の貸与の申請に係る書面の提出に関する事務	県立の高等学校以外の高等学校（定時制の課程又は通信制の課程を置くものに限る。）の設置者
4 (略)	(略)	6 (略)	(略)
5 (略)	(略)	7 (略)	(略)
別表第2 (略)		別表第2 (略)	

条例別表第2の項	情報
(略)	
3の項	静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>4の項</u>	(略)
<u>5の項</u>	(略)
<u>6の項</u>	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請を行う者に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>7の項</u>	(略)

条例別表第2の項	情報
(略)	
3の項	静岡県私立高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>4の項</u>	静岡県私立高等学校授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る生徒に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>5の項</u>	静岡県私立専修学校等授業料減免事業費補助金の交付の申請に係る生徒に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>6の項</u>	(略)
<u>7の項</u>	(略)
<u>8の項</u>	静岡県高等学校等奨学給付金の支給の申請に係る生徒又は学生に係る就学支援金法による就学支援金の支給に関する情報
<u>9の項</u>	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。